

られたものです。この機会に鳥との適切な付き合い方を学びましょう。野鳥は法律で保護されています

野鳥は「鳥獣保護管理法」により、国や都道府県などの許可を得ることなく捕まえてはいけないことになっています。例えば、近くに飛んで来たスズメを捕まえて飼うだけで法律違反となりますので、ご注意ください。

野鳥はあくまで野生動物なので、少し距離をおいて彼らの姿を見守ってあげることが大切です。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

犬や猫の飼い方について

散歩のときは必ずふんの後始末を

散歩は犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人の迷惑になります。特に道路や公園等では、そのままの状態になっていることがあります。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。ふんの後始末はしっかりと行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

鳴き声に注意を

昼夜を問わない犬の鳴き声の苦情

も多く寄せられています。飼い主にとっては気にならなくても、不快に感じる人もいます。周囲の住宅環境を考え、近隣の迷惑にならないように、普段から正しいしつけをしておきましょう。

猫にもしつけを

猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、他の家でふんをしたりして迷惑をかけることがあります。

平面的な運動が少なくても、上下運動のできる遊び場があれば猫のストレス解消になります。また、室内飼いによって、無用な繁殖や病気、不慮の事故を防ぐことができます。

ペットは家族の大切な一員です。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主一人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

防犯

空き巣にご注意を！

令和5年の市内での侵入盗の認知件数は住宅を対象とした侵入盗が24

件、事務所荒らしなどその他の侵入盗が21件発生しております。地域で犯罪抑止に努めましょう。

【ドロボウに狙われないための防犯対策】

●夜間、門灯や玄関灯で自宅周囲を明るくしましょう。

●就寝時やちょっとした外出時でも必ず玄関・窓を施錠するよう心がけましょう。

●補助錠を活用し、二重ロックを徹底しましょう。

●防犯啓発プレートを自宅の道路から見える位置に掲げるのも有効です。プレートは危機管理課にて配布しております。

問合先 危機管理課

☎444・0862

FAX 441・8330

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和6年 2月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	3件	△3件
乗物盗 (自動車盗など)	7件	△4件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	9件	△2件
計	19件	△9件

問合先 危機管理課
☎444・0862 FAX441・8330

防災

あま市防災情報メール登録のご案内

市では、災害時における避難所の開設、避難指示等の情報を携帯電話のメールサービス「あま市防災情報メール」により配信しています。

より確実に情報を伝えることができますので、まだ登録をされていない方はぜひ、ご登録いただけますようお願いいたします。



登録先メールアドレス及び登録方法

☒ bousai.ama-city@taijien.kaiwork.jp

①携帯電話等の新規メールに宛先を入力し空メールを送信してください。件名・本文は必要ありませんので、宛先のみ入力してください。

②返信されたメール内のアドレスにアクセスし、登録してください。

※空メールが送信できない場合は本文に何か1文字入力してください。

※受信設定をしている方はドメイン指定を解除してください。

※登録ができない場合は、危機管理課へお問い合わせください。

問合先 危機管理課

☎444・0862

FAX 441・8330

家具転倒防止器具の取付支援

家具転倒防止器具の取付支援を行っています。

対象(同一年度に1回まで)

- ① 高齢者(65歳以上)の属する世帯
- ② 身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ③ 中学生以下の子どもとその母親のみの世帯

受付期間

令和7年2月28日(金)までに所定の申請書に必要事項を記入し、危機管理課へお申し込みください。(土・日曜・祝日・年末年始を除く)

ただし、定数70件に達した場合は受付を終了します。

事業の内容等

- ① 家具転倒防止器具(金具)を用いて柱、壁等に固定する。
- ② 家具固定は、1世帯につき家具3本までとする。
- ③ 対象は木製家具、冷蔵庫とする。ピアノ、仏壇等は不可。

問合せ 危機管理課

☎444・0862

FAX 441・8330

災害時の避難所開設情報等を無料で固定電話にお知らせします

市では、気象情報や災害時の避難所開設情報などの防災情報を、携帯電話やスマートフォンなどに配信する「あま市防災情報メール」を導入していますが、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方やメールを見ることができない視覚障がいをお持ちの方を対象に、防災情報を固定電話にお知らせするシステムを導入しています。

お知らせする情報は、避難指示などの避難情報や避難所の開設情報を予定しております。

市公式ウェブサイトに登録用紙が掲載されていますので、氏名・登録される固定電話番号・住所を記入していただき、危機管理に直接提出していただくか、危機管理課宛にFAXを送信または郵送していただくことにより登録可能です。(土・日曜・祝日と年末年始を除く)その後、登録完了と通話試験について明記した文書を送付させていただいた後、通話試験をさせていただきます、登録完了となります。

問合せ 危機管理課

☎444・0862

FAX 441・8330

交通安全

令和6年中
交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	22人
津島警察署管内	0人
あま市	0人

令和6年2月末現在

問合せ 土木課
☎441・7113 FAX441・8387



あま地産地消
ふれあい軽トラ市

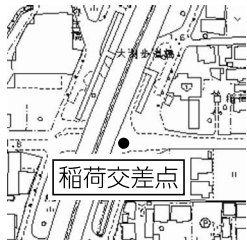
七宝焼アートヴィレッジ敷地内において、市近郊で生産された野菜などを生産者が販売する軽トラ市を開催しています。天候や販売状況等により終了時間が早くなることもあります。

日時 毎週日曜日 午前7時～9時
問合せ 七宝焼アートヴィレッジ
☎443・7588 FAX443・7122

事故の起こりやすい場所～守って安全 知って安心～Vol.94

名称 国道302号稲荷交差点
場所 甚目寺稲荷

朝、国道302号は渋滞が激しく、そこに東西方向からも自動車が入り込んで、交差点は混雑が頂点に。そこを、歩行者や自転車、青信号が点滅しているのに、無理やり渡るうとする。甚目寺駅へ急ぎたい気持ちはわかるけど、車列のすき間をすり抜けて横断するのはどうか。横断歩道橋を使うのは通学団の児童だけ。その児童たちが信号待ちで止まっている脇を、自転車やバイクも鳴らさず、スピードも落とさず通過する。ケータイを片手にした学生は、どこを見ているのだろう。急いでいるからこそ、心に余裕を持って通行を。(市公式ウェブサイトに掲載ヒヤリハット:あーマップから抜粋)



(危険と感じる場所や体験等の情報を募集しています)
問合せ 土木課

☎441-7113
FAX 441-8387

その他



海部地域消費生活センター(消費生活相談窓口)のご案内

海部地域消費生活センターでは、消費者と事業者の間の商品やサービスの契約・解約のトラブルなどについて、専門の相談員が、問題解決のための助言、情報提供、あっせんを行います。相談料不要、秘密厳守です。「困ったな」「おかしいな」と思ったときは、お早めにご相談ください。

来所による面談相談も受け付けています。また、センターへの来所が困難な方や、相談に必要な資料のやり取りが難しい方は、出張相談を利用できる場合があります。(要予約制)

～まずはお電話でご相談ください～
どんな相談ができますか?(一例)

①商品やサービスの契約・解約のトラブルなど消費生活に関する相談

- ・スマートフォンに身に覚えのない請求メールが届いた
- ・訪問販売で断り切れず買った商品を購入したい
- ・1回限りの注文だと思ったら定期購入だった など

②多重債務の相談

・消費者金融からお金を借りたが返済できない など
その他(注意事項)

・事業者から受け取った書類(見積書や契約書、パンフレットなど)をあらかじめ用意してご相談いただくことスムーズに進みます。
・相談内容によっては他の相談機関を紹介させていただく場合があります。

・相談料は無料ですが、電話通話料や書類確認のためのファクス通信料等はご負担ください。電話のかけ直しには応じられません。
・相談中に大声を出されたり、暴言を吐かれたりした場合は、相談を打ち切ることがあります。

予約・問合せ先

海部地域消費生活センター(月～金)
曜日 午前9時～午後4時30分

☎0567-23-0150

商工観光課

☎441-7118

FAX 441-8387

https://www.city.ama.aichi.jp/ku
rashi/safety/1002290/1003836.
html



労働相談及び巡回労働相談のご案内

愛知県では、職場での悩みごと、困りごと、労働に関するトラブル等の相談に応じています。電話でも受け付けています。相談は無料、秘密厳守です。

市においては、月1回の巡回労働相談を実施しております。

労働相談

日時 月～金曜日

午前9時～午後5時30分

(土・日曜・祝日・年末年始を除く)

場所 海部県民センター産業労働課

(津島市西柳原町 1-14 愛知県

海部総合庁舎1階)

労働相談専用ダイヤル

☎0567-24-6104

巡回労働相談

日時 毎月第2木曜日(予約制)

午後1時～4時

場所 市役所 1階相談室101

※相談日の前日(開庁日)の正午までに商工観光課に予約が必要となります。

問合せ 商工観光課

☎441-7118

FAX 441-8387

https://www.city.ama.aichi.jp/kur
ashi/1002574/1008034.html



質量計(はかり等)の定期検査のご案内

質量計(はかり、分銅及びおもり)を「取引または証明」に使用する場合は、2年に1回定期検査を受けることが計量法で義務付けられています。該当するはかり等をお持ちの方は、必ず受検するようお願いします。

なお、計量士(有資格者)が定期検査日以前1年以内に検査を行い、県知事にその旨を届けたはかり等に関しては、定期検査は免除されません。

日程と検査会場

5月22日(水)・23日(木)・24日(金)

市役所1階交流ホール

時間(各会場ともに)

午前10時～正午、午後1時～3時

検査に必要なもの

はかり、おもり、分銅

検査手数料

1台につき250円以上(種類によって異なります)

問合せ

※検査の対象や方法に関すること
一般社団法人愛知県計量連合会

☎4522・1821

FAX 4522・1822

※集合検査及び検査申し込みに関すること

商工観光課

☎4417118

FAX 4418387

100歳で歯が20本以上10020達成おめでとうございます

2月7日(水)に

あま市鯉橋在住の石川律子さんを、あま市長と海部歯科医師会長及びあま市歯科医師協議会代表が訪問し、



10020表彰の受賞者として賞状、記念品を贈呈しました。石川さんは大正12年生まれの100歳で、ご自分の歯は20本あり、歯みがきはご自分で1日4回され、計算ドリルやおしゃべりをして毎日楽しく過ごされています。

これからも健やかに充実した毎日を送られますよう心からお祈りいたします。

また、令和5年度の9020表彰は2名、8020表彰は35名でした。おめでとうございます。

問合せ 健康推進課

☎44330005

FAX 44335461

お知らせ

— 省略文字の見方 —

時 …日時	所 …場所
対 …対象	定 …定員
内 …内容	師 …講師
¥ …費用	持 …持ち物
催 …主催	共 …共催
管 …主管	援 …後援
他 …その他	申 …申込
問 …問合せ先	Web …ウェブサイト

お知らせ



あま市広告入り雑誌の無償提供者の募集

市内図書館等において、雑誌コーナーの充実を図るため、広告入り雑誌の無償提供者を募集しています。

提供いただいた雑誌は、図書館等の雑誌コーナー等に並べ、最新号のカラーに提供者の名称と広告を表示させていただきます。雑誌は市民の利用が多く、広告媒体としても有効ですので、ぜひご応募ください。

申 市公式ウェブサイト内、図書館

指定の雑誌リストから、ご希望の雑誌を選び、申請用紙に必要事項を記入し、掲載希望の広告(案)を添えて提出してください。

※広告(案)については、「あま市広告入り雑誌の無償提供に関する募集要項」を参考にしてください。

同一雑誌に複数の申込みがある場合は、先着順で決定しますのでご了承ください。

無償提供者に決定した場合は決定通知を送ります。事前協議については、後日連絡いたします。

詳しくは市公式ウェブサイト内募集要項をご覧ください。

問 生涯学習課

☎4856070

FAX 44338210

第7期まちづくり委員会委員募集

まちづくり委員会は、市民等と行政が、同じ目的のために力を合わせて活動する『協働』を推進するための調査検討等を行う委員会です。

協働の取り組みに関心があり、自らまちづくり活動に取り組んでいらっしゃる方を募集します。

対 市内に在住、在勤の方で平成18

年4月1日以前に生まれた方

募集人数 10人程度【任期2年】

応募方法 5月17日(金)までに応募用紙を企画政策課へ提出してください

い。応募用紙は企画政策課の窓口、市公式ウェブサイトにて用意してあ